

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算地方消費税の
税額計算

その他の項目

リバース
チャージ方式
による申告

申告と納付

所得税の決算調整

下書き用申告書等

申告・納付の期限

平成 30 年分の消費税及び地方消費税の確定申告と納付の期限は、**平成 31 年 (2019年) 4月 1日 (月)** です。
なお、所得税及び復興特別所得税の申告と納付の期限は平成 31 年 (2019年) 3月 15日 (金) ですので、お間違えのないようご注意ください。

申告書の提出

消費税及び地方消費税の確定申告書の提出方法は、3通りあります。
なお、提出が必要な書類については、5ページを参照してください。

1. 郵便又は信書便により、住所地等の所轄の税務署に送付する
確定申告書の提出は、郵便又は信書便による送付でも受け付けています。
※ 郵便又は信書便により申告書を提出する場合、通信日付印を提出日とみなします。

2. 所轄の税務署の受付に提出する
※ 受付時間外は時間外収受箱に投函してください。
※ 税務署にお越しの際は、なるべく公共交通機関をご利用ください。

3. e-Tax で申告する

納付方法

消費税及び地方消費税の納付方法は、5通りあります。

※ 申告書の提出後に、納付書等の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

1. 振替納税を利用する
振替納税は、指定した金融機関の預貯金口座から、自動的に納税額が引き落とされる大変便利な制度です。
振替納税を利用している場合は、確実に振替納付できるよう、預貯金残額をご確認ください。
平成 30 年分の消費税及び地方消費税の振替日は、**平成 31 年 (2019年) 4月 24日 (水)** です。
なお、振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。
※ 転居等により所轄の税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税 (変更) の手続きが必要です。
※ 消費税及び地方消費税の振替納税は、所得税及び復興特別所得税について振替納税の手続きをしている方であっても、別途振替納税の手続きが必要です。

(印刷) し、コンビニエンスストアで納付できます。
※ 納付できる金額は30万円以下となります。
※ 納付できるコンビニエンスストアなど、詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。
(注) 「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

5. 現金で納付する

現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関 (日本銀行蔵入代理店) 又は所轄の税務署の納税窓口で納付してください。
納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。
※ 金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

2. e-Tax で納付する
自宅等からインターネットを利用して納付できます。詳しくは、e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。
3. クレジットカードで納付する
インターネットを利用して専用の Web 画面から納付できます。詳しくは、国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) をご覧ください。
4. QRコードによりコンビニエンスストアで納付する
平成31年 (2019年) 1月以降、ご自宅などで、国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーやコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報をQRコードとして作成

振替納税をお勧めします

振替納税のお申込みは、**平成 31 年 (2019年) 4月 1日 (月)** までにこの手引きの 32 ページの「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからもダウンロードできます。また、税務署にも用意してあります。)に必要事項をご記入の上、所轄の税務署又は金融機関に提出してください。
なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんので、ご注意ください。

※ インターネット専用銀行等の一部金融機関及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。

消費税及び地方消費税を期限内に納付するために、計画的な納税資金の積立て等、事前のご準備をお願いします。

納付が遅れた場合

納付が期限に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、最寄りの金融機関又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付する必要があります。

※ 平成 31 年 (2019年) 4月 1日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は次のとおりです。

平成31年 (2019年) 4月2日から平成31年 (2019年) 6月1日まで	年「7.3%」と「特例基準割合(注)+1%」のいずれか低い割合
平成31年 (2019年) 6月2日以降	年「14.6%」と「特例基準割合(注)+7.3%」のいずれか低い割合

(注) 特例基準割合とは、各年の前々年の 10 月から前年の 9 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として各年の前年の 12 月 15 日までに財務大臣が告示する割合に、年 1% の割合を加算した割合をいいます。

なお、滞納となったままにしておくと、財産差押え等の滞納処分を受ける場合があります。ご注意ください。

※ 修正申告及び期限後の申告による納付の場合には、延滞税の割合が異なる場合があります。所轄の税務署にお尋ねください。
※ 税務署では、納税者から国税の納付が困難である旨の申し出があった場合には、その実情に十分配慮した上で、納付の相談に応じています。このような場合には所轄の税務署にご相談ください。

確定申告をした税額等に誤りがあった場合

次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂正方法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	「修正申告書」を提出して正しい額に訂正する（※1）。
申告をした税額等が実際より多かったとき	「更正の請求書」を提出して正しい額への訂正を求める（※2）。

※1 誤っている申告額を自発的に訂正されない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

※2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

● 申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が課税標準や税額を決定します。税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに**加算税**が賦課される場合があるほか、**延滞税**を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

9 所得税の決算額調整

税込経理方式、税抜経理方式による調整方法を説明します。

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます）の納付税額又は還付税額を算定した後の、所得税の決算額の調整方法は、経理方式により異なります。

税込経理方式による経理処理の場合

消費税等の納付税額又は還付税額は、原則として、消費税等の申告書を提出した日の属する年の事業所得、不動産所得、山林所得などの所得（以下「事業所得等」といいます）の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入します。

なお、消費税等の納付税額又は還付税額を未払金又は未収入金に計上した場合には、その未払金又は未収入金に計上した年の事業所得等の金額の計算上、必要経費又は総収入金額に算入することとしてもよいことになっています。

税抜経理方式による経理処理の場合等

税抜経理方式によっている場合には、消費税等の納付税額と、課税期間の終了時における仮受消費税等から仮払消費税等を差し引いた金額との差額は、その課税期間を含む年の事業所得等の金額の計算上、総収入金額又は必要経費に算入します。

なお、2つ以上の所得を生ずべき業務を行う場合など、所得税の決算額の調整に関する詳しいことは、所轄の税務署へお尋ねいただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

税込経理方式、税抜経理方式とは

税込経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分しないで経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額をその売上金額、仕入金額に含めて処理する方法をいいます。

税抜経理方式とは、消費税等の額と、その消費税等に係る取引の対価の額とを、区分して経理する方式で、課税売上げ、課税仕入れ等に係る消費税等の額を仮受消費税等、仮払消費税等として科目を設け、その売上金額、仕入金額に含めないで処理する方法をいいます。

申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページの「[確定申告書等作成コーナー](#)」で、所得税や消費税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書などを作成することができます。

- ◆ 作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。
- ◆ また、事前に税務署で手続きしていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダライタをお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

なお、印刷して郵送等により提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

[作成コーナー](#)

